

鹽
尻
四
扁
三



5
508
46



15
508
46

寺の之理面をいふ

○長尾為磨といふ志士あり、豊田の祠友なりし
然して惟是の人とあり、所居妖鬼の事とありて
悪僧を欺き自徳と号して早紀と号して一箇
の門と立てて人の累致を憐れなりしれども此
身子より去りては神系をあらたし小兒屋舎より
惟之為磨といはれしなり是實に忌妬の事あり
のふしてはといふ又佛者師弟無縁におほり
かゝり其神符より始て十八神道護之如持
等之を密家の精粕と秘して一擲一符の灵
謁盗合の極人なるもの
○或密家の傳曰長尾志士とありて其行

物とも此法の筆も是の原地靈を未嘗くむん
 へくふんのみ拙し是の靈宗流原の事等と
 申す後人大師不流統しとゆゑをうぐし
 といひ予流麗氣流原の切法と見しよとも
 是の事なり今り於兼根の事神なる秘傳
 といひやの多しハ流流原の流意とてりて
 修の事名のなりとてしぬ密ある所より
 修の事其流流原の事等と見しよともハ流
 家ありてハ流ありて我々の事なりとてり
 てともは流と見しよともハ流流原の事等
 神代事のお流ありといひて流の事とてり

正和二年壬子六月山門與圓祈進
 信景按當日熊野勢田日吉寺皆有太神宮一休習合
 是密家依金胎兩部習合之傳而先為神佛一休習合
 之說後為太神宮乃其社一休習合之誕太神宮國家
 宗廟故以此与己之所奉祀祠障教以僥僥天下之
 崇教是淫屠巫覡之奸詐媒躋神明者也

○ 溪嵐拾葉

正和二年壬子六月山門與圓祈進壬子元年也

信景按當日熊野勢田日吉寺皆有太神宮一休習合
 是密家依金胎兩部習合之傳而先為神佛一休習合
 之說後為太神宮乃其社一休習合之誕太神宮國家
 宗廟故以此与己之所奉祀祠障教以僥僥天下之
 崇教是淫屠巫覡之奸詐媒躋神明者也

大宮聖真子十禪師宗廟神二宮社神其他社金子客入禪神也
信景田十禪師号木僧宮也然以十方衆生法喜禪悅食
之語而附合之或以大孫受十代之禪而牽合日吉鎮座
記隨之共忘其故為註誤者也

山王七重習

- 一 垂迹山王
- 二 木地山王
- 三 觀心山王
- 四 無作山王
- 五 三密山王
- 六 老初不知山王
- 七 如影隨形山王畧其記

是等皆以法華之旨所建

大宮不入僧形

按是如准伊勢所為次

天照太神者自惟法身素盞鳥尊者無明鍊塲者法界塲
婆也岡岩戶者無明法義也大刀二神者定惠二法也度火
者諸方便教也

按卜部氏等以大神隱密者為理詭曰我心原明也以邪
念悖此之者素盞鳥尊為惡日神入窟也諸神集會設燎
奏樂者復明之工夫乎口雄岡岩戶者以勇去闇也六合
一時明也者用邪念而復明理本原意也等云是倣
浮屠之說變詞者而不知紀木義可示歎哉

山王使者云花嚴曰神猴狨王又云山母山神王云山王
秘決云無動寺智信說山王者釋尊應迹以申為卒迹天神無氏
示申為神地祇有氏示氏為祇云

按使者淳屠之說也秘決解神字亦附會申屈伸之申
而不大歲所舍名淳屠多以私意解文字故此集第
一山玉字義謂賢橫一三点者牽合不縱不橫非三之
觀法為權現托宣

熱田明神云蓬萊宮者熱田社是也揚貴妃者今熱田明神
是也此社祿有五輪捨波女銘釋迦種子故字此捨婆揚貴妃
墳墓也

此說至拙哉然至近世彼捨石殘社後是依淳屠之說所
建也

勢田明神者金剛界大日也故以五智習本地或又以真言
三部經為本地以宝劔為神体皆是金剛界知門表示也

是以藏劔習合宮說者也

蓬萊宮者不壞金剛智休也法華宗意本地三身指久遠
壽量習不老不死

是以有蓬萊之妄說又仍所附會者也

熊野權現云熊野胎藏權現金峯金剛權現等

密家以我神祠禿兩部以習合其後男女交合亦習
合兩部姿不律是立川邪義所起也

熊野參詣路次道言男サント名女イタト名ケ屋ヲハヒ
ワフキト名ケ法師ヲハツリト名ク

是效伊勢存宮忌詞所設夫熊野專為佛事何
用僧尼忌詞意將准神宮所造者歟

天照太神每日法樂如何答山家大師每神法明法樂法
云常在靈鷲山及餘諸住所我此土安穩大人常充滿
嗚呼浮屠執所習拾我國故以胡書 詞祭神盡為
胡畧辨之授我素雖不足勞遠牙以古書人誤信之
故畧辨之授我童蒙於山王之辨有林氏山王論讀
之宜知其說矣

○正公太神宮御參詣

万治二年己亥三月九日
御出船十五日御歸府

前權大納言光貞卿參詣延寶五年

○按神宮雜事記景行天皇廿八年

九月

五百野皇女イヲノノヒメ供奉始也

天武天皇白鳳四年九月多基子內親王御杖代之始也是
依大友皇子之亡勅賽之典也先親錄多基子之上錄內親

王雖書宣下而不見正史歟

○和州三瀨山の因法花法ありとてやまのりとの業と
廢と穰神事あり代法ありの廢神あり

○大德有祢宣大夫稱按是祠官拜五位者歟後世社神
人自稱某大夫代々呼同稱者近世僭上而若俗稱某
左衛其兵衛等歟習俗不可變可歎哉

○卜部兼俱明應三年十月の中臣板聽書一卷と按

祇園の年以天皇清和天皇貞觀天下疫癘流行
す兼俱二十代乃有日良磨勅とて京中乃
男女を牽ひ六月七日と高神樂と物神樂
苑一殿と道りと一殿と道り

去年の... 道... の... 民... 若し
 ... 神... と... 男... 年...
 ... 神... 年...

... 社註... 兼...

... の... と...
 ... 但... と...
 ... 日... と...
 ... 佛... と...
 ... 自... と...
 ... 代... と...
 ... 識... 以... 姓... 呼... 之... 為... 喻... 弥... 陀... 由... 是... 得... 名... 有... 部... 使... 者... 同...

○ 錢唐喻弥陀者名思早專画弥陀佛為業揚傑次出掌

○し酉冬月勢州大豆畑の〜と六月より〜
我座下も廿日に拾人の雷丸を似てはめは
こし甚良麻子のし〜程きかきま〜生す南天の
首又動せりむ〜より〜穀物〜
け〜ひ〜
さ〜さ〜
てん又〜
産廣中本肥狀生如棠色翠緑上多朱色點子葉生頂上
稱為奇樹可也

○朱子曰文集百
勸論傍約束城市御村不得以禳吳祈禍為名飲掠
錢物裝弄傀儡

○今素玉乃信ち此の祭日或は病務流り時本
神と意は又〜戸と〜と集れと〜人
也〜偶との〜と〜戲場と〜演
業と〜これと〜茶〜と〜は〜
大覺出莊子釋氏以佛謂大覺世尊乃取之
○清修妙論曰存戒沐浴是外清淨也息心玄妙是内清淨也
○言也撫正るよ素玉神々の内清淨は清淨其名目と
立素玉の故の〜と〜おりよ是今〜道士清淨者
○内宮過現因果經は普光佛在所至と内宮と〜侍傍

○ 内宮の号も新氏より呼ぶるをていふあり
旧事記に卯妻の号ありはこれに對して内宮
と呼ぶなり

○ 雜心論曰有舍利名塔無舍利名支提支提六胡諧譯可供
養處一譯滅惡生善處

○ 淳屠氏八神見舍利子問經

天神 虚空龍神 夜叉神 乾闥婆神 阿修羅神
迦婁羅神 緊那羅神 摩唯羅神

按秦代祭八神道家傳之尊崇焉故淳屠依之異名
而自家亦祭八神歟

○ 四時調棋牋云唐觀燈士人作踏歌唱之歌曰長安少女

踏春陽ヲ云々

按古今事考あり一唐の代の踏歌と云ふは百より
十七より多きは元の花打と云ふなり 起承
轉合の各ありしと云ふししりりも流れて遊
戯とありし我玉娘は踏歌の名を以て守りし日
の歌ありし春陽と踏といふはしりり踏歌
といふとありしと云ふ和訓ありしなり 故と
たりははるらん
昔は踏歌と百年ありしと云ふは後万葉集
にありし新事記起し見たりありしは
あまのこといふ名ありしなり

○牛頭天王祠三所第一牛頭天王第二左八王子第三右波利委諸列天學如斯尾張國津嶋右八王子左一王子山城國山崎天王兩座左東天王八王子右天神八王子是異京師祇園祠歟

按尾州津島天王欽明天皇元年降江州粟太郡繼材天文武天皇天寶年中降同郡下笠天王同御宇慶云元年三月曾影向播州廣峯天元正天皇養老元年現基皆社家私記也夫牛頭天王脩法親氏之所行也然文武前後盛附祀者歟津島社記嵯峨天皇建祠可也欽明元年之說妄欽然帝紀及令或祀疫神者不謂牛頭天王中古親氏攘疫亦修古祥天女悔過法等而未聞用天刑星儀軌清和天皇御宇崇牛頭天王於祇園寺是蓋京師牛頭天王修法之始欽依修後風土記之說以為速進雄神若金毘羅摩多

羅及赤山新羅等神亦為素蓋鳥尊

○京師系極のふ今加川のふふ舟神と祠ありとこれと初雲踏歩神と云極田考考神ありと延曆年中新祀といり此は又是と古くは同ありと曰愛宕のふ代邑名ありと古くは系極と出雲寺と曰名考とてこれあり舟の神と按系極此は舟在代の時始て修りたるといふ所あり或は前攝のふを舟修祀と舟の神と混して誤りたりと云ふ事ありとハ天慶二ののり舟と出雲系と事も後世の舟舟と事と記して後世の大船といふと所考の誤りなり今あ

三河守源氏之... 其... 始歟

○ 崔島前蔡銀... 二十里一亭四十里一旅行者取給於塗高次買販於道

是... 竹影掃階塵不動月輪穿沼水無痕

○ 為惡而畏人知惡中猶有善路為善而急人知善處即是惡根

○ 狐眠敗砌免走荒臺盡是當年歌舞之地露冷黃花烟迷衰草

悉屬四時爭戰之場

以巾西... 其一二抄

○ 藝田正緣記和銅元年九月勅造新... 池守於藝田宮別建祠祭之

○ 源親氏主稱世良令弟恭親王号松平一譜云後花園帝御宇某

○ 大臣配流三河国尋勅免上京時撰供奉之士恭親王依德川源氏供

神君永禄九年十二月任参河守近衛晴嗣内書記德川三河守是

太子卓五禁書曰經史一物也史而不經則為穢史矣何以垂戒鑑乎

經而不史則為說曰話矣何以彰事實乎

富莫富於常 知定貴莫貴於能脫俗 貧莫貧於無見識 賤莫賤於無骨力 身無一賢曰窮 明未四方達百歲榮華曰天萬也
永賴曰壽

○三川大演七俗の記曰 弘平三年 親氏 弘平 弟 正

○無量壽經卷二 曹魏の傍原僧鎧胡譯せり 下巻造惡の事と

洗子父子兄弟室家夫婦都無義理不順法度相欺惑佞諂不思
巧言諛媚嫉賢諛善主上不明任用臣下臣下自在機偽多端等
以るは當時魏の世の事と云ふに似たり 抑佛の國より
其長の記我とて首とて原河を以て流ぬん又云佛不遊

履國邑丘聖靡不蒙化天下和順日月清明風雨以時災疠
不起國豐民安兵戈無用宗德興仁務修礼讓と云 聖人
過化存神の地と傳へていふ今佛流く似たり

○三川猿投山神宮寺徳川家御位牌

親氏公 康安元年辛酉四月廿日卒去

恭親公 永和三年己巳九月廿日卒去

右年号可疑康安元年ハ尊氏薨後四年なり 永和七

義満の代なり

家忠日記増補追加發題曰親氏主康正二年四月廿日卒

恭親主其年九月三日卒是實錄なり

信光公 長享二年七月二十七日卒去

信光の養親の御子とあるも實は親氏の男
 たり。長享二年（百廿八年）
 御父の薨去の後これ相承るに不審歟。養親乃御子不
 して永和二年（百廿二年）
 可なり。養親御卒の年、信光は九歳
 あり。御年百二十五年（百廿二年）
 可なり。又元義教將軍、鎌倉の持氏と退て後、
 親田の素と授けし有親親氏の御父子、播川の只と
 あり。持氏後、永和二年（百廿二年）
 して七年、永和二年（百廿二年）
 して七年、永和二年（百廿二年）

親氏を後光嚴院の御子の人として、元和
 八年四月、大久保家の書に親氏應永元年逝去
 養親永享二年（百廿二年）
 或人の許に、如檣圖、自の年、可なり。此
 法を、見し、三十七歳あり。十、西暦、百廿二年、
 養親家の、西暦、百廿二年、
 此台の、可なり。此、
 御撰の、可なり。此、
 此、
 此、

〇 住吉諸神事次、同日六月晦日、荒和御、早且御供、備進、於住江

殿西宮東氏人布着之已刻先氏人物惣官在廳神宮等於下字
殿也着座各有坐次權少祝酒面々前杯入之後祝言祐宣申
之次酒一献後賦管取割天次差返次立座列立下客殿東午水
進之自惣官冠木綿氏人至氏次參御前氏因口御宿殿頓宮西方假
屋賦管信膳面々取之取割天返云々

○長門大目氏ハ北辰尊星供と家よ侍ハ列何氏ハ
八大龍神候と修せし高時ハ家ハ隆祀ハ云々
○藝後國司北畠居城ハ志那多氣ハ其後多氣郡田
在、市不修ハ大内御前ハ取割ハ將々
令して監せしむるを為司ハ三太師ハソハハ又
于後ハ志那多氣郡御前ハ取割ハ孫方御前ハ云々

云官と立し二家と稱せし者是と傳りあり云々
天正十八年八月朔日大神元卒共入市武州赤松郡戸
城信云々

江戸の藩と云ふ年中上杉右京亮憲忠の長長太田
持賢入道乃權築神ハ云々天正のころハ志那多氣郡御前
系改而城ハ云々系改而城ハ云々相取山田原
と云ふり云々川村若松ハ云々江戸の城と云々
志と神君ハ云々改て稱り入ハ云々
天正十一年新ハ大内御前ハ築江殿岡と云々
萬世の信基ハ云々

○ 湯丸園作神神肅なる事
 上月紀子見たり康正二年三月同宿彦若上月左直
 将軍赤橋内人續ち平紀と述せし時げ流せんとす
 二月言傳とて殺し神をえたり同年八月海
 神を御座のり見たりげ流せと希ひたり也
 或人云南時平秀頼ありし時を握陰と揮武勇と偏
 たりと武倉凡者といふげ人せよち勇ありしれり
 其後を流せり人々流す己と云く人々をいふ人
 の切也と自のおぞしむ人信しと云く人々の
 与するあり孤独の悔も有りあり流せと具し玉と

持天とと流る人も自手とわし人と殺し切と云く
 切と云く只流る人とはと云く人々といふ一城と攻人
 とはては流る所をいせし流る人好多し
 自ち勇ありし小勇ち勇なりていふありし流る人
 といふ事あり

○ 山王神階大宮 元慶四年 正一位 二宮 壽永三年 正一位 聖王子八王子宮人千
 禪師三宮 建長二年 但正一位

○ 下御靈八所内分て神泉死より身自觀五年五月廿日御靈
 舎 左中將藤原基純 権中將藤原常行 等監事講師八惠暹律師云く
 ○ 桓武天皇延暦二年癸亥五月廿四日八幡北宣曰我名護国夷駿威力
 神通大自在王菩薩

鳴呼航不航何と大神目これと謂んん甚哉浮屠誣神欺人

○三寶菩薩神 素盞鳥尊 武素盞鳥尊 速素盞鳥尊

○ト氏、許念氏之荒神、八浮屠の私享密教を流

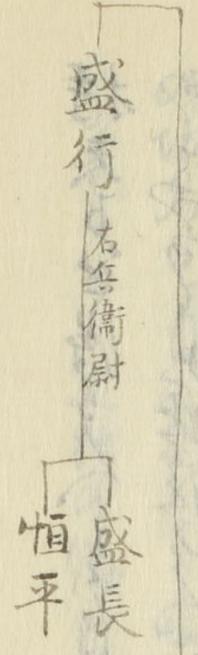
○これと北守谷等集くつん也指やト氏

○直満 井伊信濃守 直親 肥後守 直政 吾部女補

○為るの如し、井伊谷舟の裔孫也

○伊勢氏北條先祖

正度 平姓從四位下 越前守 秀衡 右京亮 盛光 右京亮



恒平三代伊勢守俊繼始号伊勢氏

裔伊勢備中守貞藤子伊勢親九郎長氏

一説

鎮守府將軍平維衡裔伊勢守氏貞之孫駿河守照康二男新九郎長氏

一説

小松資盛裔伊勢肥前守盛經末孫伊勢親九郎盛時後改北條新九郎長氏

或春、伊勢親九郎、八山城を治め、治の人又八右和志、五原

の産、~~伊勢親九郎~~、~~八山城~~、~~治め~~、~~治の人~~、~~又八右和志~~、~~五原~~

の産、~~伊勢親九郎~~、~~八山城~~、~~治め~~、~~治の人~~、~~又八右和志~~、~~五原~~

○ 納殿 元治初年ありし一平細く書今の儀あり
○ 妙光院住持忠祐慶大姉 忠祐之弟信康中女 寛永三年宵九
吾逝

○ 尾府城東照宮元和五年九月十七日遷宮

南光坊天海 謚慈眼大師

奉行 成瀬隼人正藤原正成
竹腰山城守藤原正次

大工 澤田若狹守藤原吉次

神衣 行事官調進

甲冑弓箭等御奉納 御太刀三柄 宗近
正恒 國行

寛永四年号佛院称天長山神宮寺尊珠院天海執之

開基慈眼大師 二代珍祐権僧正 上乘院自山門
日藏院末任

三代大僧都珍海 淨代 四代珍舜僧正觀心院

五代靈胤僧正 城南院 六代智洞大僧都 惠恩院

正五位下宮内大輔源幸勝

神主 正四位下民部大輔源恒幸

從五位下刑部太輔源幸和

祭禮

元和六年四月十七日始

○ 相効藤沢清浄光寺遊り上人迫國の時云方那集章
と許し人夫傳ると好むのまゝにありしを徳川家
が先程礼と辟け時流とせり也今も後天下一統
まゝに傳傳の爲よありと云事謂く少少

是利家の所より御教をとりしれ也由せしり
永正十年四月十日の御教を菅原清時代細川右兵衛
持之執事の例とあれは前々夫駐在正とて道中せ
まゝなり永正の右京左吏我皇極とあり、永享八年
三月五日の御教を各々の信濃光とて京七條道場金元
一形、幸入てあり、同年十二月一日の編与事代との
御教書今と傳つてあり

○義満將軍大上天皇の尊号ハ應永十五年五月九日也昌山基
國細川頼元諫議して辞せしむ吹毛居士に記し見む居士
姓多々良氏ハ瀧川元和中人

○江談抄 中抄二

賀茂祭教免著綾羅錦綉服為檢非違使共人何故戸部答
云非人之故不憚忌也公任卿云然者雖致放火殺害不可加禁過
於他罪科者皆加刑罪於著賞服條者指證文歟

信景按す、今世は社祭に非ず井の凡下
美服と著僭上と實に此れとあり、江流毎信の
辨あれは此れハ意なり、公任の倫とあり

大内門額南面者弘法大師 東西者嵯峨帝北面者攝逸執事
大極殿額者敏行中將手跡也
延喜之北上達部時服不好羨鹿朱雀院御時或公卿遣消息
於内裏^{能長}房許令奏曰先朝恩賜御製年月推物所破損
御下襲^{能長}領可被申下者大畧調束帶一具西三年之間郎會

公政之疾着用云々

鳴呼むいへ廷臣といへも貨朴なりて橋希なり云

も後世の侈り侈り云々

壺切者为名将劔也張良劔之件劔累代東宮物也而後二茶院東宮之時二十三年之間入道殿不令獻給其故藤氏腹東宮之宝物ハ何此東宮可令得給乎仍後三茶院被仰之様壺切我持無益也更ホシカラスト被仰ケリ遂御即位後口被進ケレ

按當取藤氏政と專ニセリ事ニシテ知悉ぬ後ニ茶帝の波揺と云々云々

尾張安尾 童名安尾 不改用訓 尾張宣時

按是尾張氏云々

今ハ尾張氏海あり云々

詞友のハ尾張宿禰を稱し云々

姓ハ尾張宿禰を稱し云々

白雲似帶圍山腰 青苔如衣履巖背

大中坊の待と云々 猿栗の白樂天の謡云云

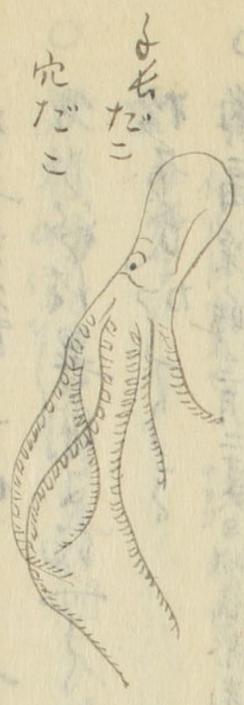
ま下り

○蝮の字を倭俗たし訓して章魚の事なり云々

いふ蝮ハ蠚蝮と藝字して小蜘蛛の事云々

蜘蛛長脚とありと見て誤るる者無人入則結網當
 之と云詩の幽風蟪蛄在戸といふとんちろ各凡たこも
 なるよんちろもまたとは蟪蛄の俗人あらたこといふ
 めるふ翅よハ野人の老あり又幽海まらもたこまで小
 きと海たこもいふ又鳥賊ハ甲虫の類もてたこもい
 けいけいも或人云いふは実ハ甲ある首のお入らるる亀
 よもい甲印門あるハ蟹也やちろ各似魚のちり
 色とたつ足をたふし口の例はありたれり甲はちり
 足やといふり予海也そ根のいふとんちろすちり
 よテ決りて甲はちりハ葉條のこも又蟹田の俗人
 はんといふといふ甲のあま年のちり肉海すちろ丸

蟹の類は是の如くこれハ八足ハ小ひれなりちりもあま
 ちりよんちろは一種のちり形の形ありちり各ちり
 ちりのちりとちりハちり其一種のちりちり分て
 ちりちりちりちりちりちりちりちりちりちり



○松下園翠軒評本のた実と記一系各と集り色一評
 四方の書法ゆきちりちり人名同也一系各あるちり位
 ちり槽測ちり兵悟尉政蒞しちり名あり位位の曰ちりちり

楠正成政号あり薩川にて戦死と稱し而して其子正春
 為より正成の所をとりてありて戦死せしむまじりあり
 一塚のともして今も弟の所をとりてありて戦死せしむ
 勇士忠義とありてありてありてありてありてありてあり
 今も此は異聞又傳へて系譜ののせり

○ 喚福 宋の時三月二十六日以後祭光塔祭也見語類九十下同

○ 古記曰應永三十一年甲辰四月新田相模守源義則底倉の城を
 兵に破るに遂に兵を敗るるに義隆は城を去りて
 甲良王上野國古尾の城を避る信長は信長の干野頼憲の
 治所の城をとりてありてありてありてありてありてあり

八月菴谷とてある致人御子の王丸とて信州田吉野
 等より信を参りてありてありてありてありてありてあり

○ 菴 古文 菴 藤 日藤 工虫 日虹見漢 天文志

蝮 轉非子曰蝮一身 兩舌爭食相齧遂相殺古今字說田石虺字也

盡 音津氣液也 俗用津宮非也

聖 珍俗字

○ 畧行 書と字す時依の回入けと云ハ界の中へ行ハ幾行の行り

續日本後記承和六年七月令畿内國司勸種蒼麥以其所生土
 地不論沃瘠播種收獲共在秋中稻望之外足為食也

此田等々蒼麥いす善く種たりしと云ふ後を
 民利あり飲食の人又是を好むと云ふ

○ 隋煬帝為晉王之時受戒天台智者大師法諱号總持
王者の徳は仁也夫煬帝ハ樂討しももつるをち惣持之法
との付父王の妃を犯しやして父を殺し位を淪る民とる
しやゆ多し監行しやゆりやる此等のとらまへりて父
戒何の益あり鳴呼浮屠のむかふは益ありやて大害
あるゆりやるもつれゆるあやうても法和天皇在位
の同多えよ受戒めり法諱と高真と稱せし煬帝
の例とるやよめぬあやうさを佛志何のむ創しと
ひし帝の受戒ありしも例をまてゆりて法を
事と川りやるとは深就唐日在位の帝は号とつる
りやるとよめぬあやうさをと強きしハむのゆり

まよりや年伐しゆ受戒のゆりやゆり仙志ハ凶悪不義の
人も我方よりあやふ法とてやゆりやゆりや若
人も有りしゆりやる所ハとと執する御子ゆりやも
法法豐虎の祖しゆりや聖武の國と考謙の徳礼記
山の愚弱なる類もあるハ大佛正とてゆり二十二年
ゆりやの始とてゆりや菩薩の化現ゆりやゆりや
あやる

○ 元弘三年五月近江国馬場宿米山の麓一向堂にて戦死自
殺の士四百余人之中百八十九人姓名法号馬場八葉山
蓮花寺のとる名帳とる也
河上もゆりや思はるるゆりやゆりやゆりやゆりや

○尾張國愛智山田兩郡司兼社大祓宣尾張忠命此乃史ノ文字温威

三月廿日宣旨以同廿八日到來稱以去白鳳九年十一月一日被稱

熱田大明神按廿年可作十一年愛智郡衛崎エサキマツコ松炬島機綾村衛崎又作會崎

契田大明神アタタリマス大神者去大化二年ア未歲三年可作三年五月一日天下御坐

此土天下奉理行向草木自莫不燒枯者号遊行雉草大

明神云雉可作雞即隨身源佐尾名神所化者也郡司尾張忠命治頭伊勢尾張稻

種御子并根預子孫西海部彦谷元長祝部宮九等号根本

當國尾張氏立六郡從獻公家普一宗令勒執印自尔降住數代

十勒度裕住疑終字欣々字下就中遠祖磨種大隅兄弟三人建國肇郡獻賦

貢稅云宮所定四百八町内按是大化三年五月号契田大明神云天照

五鏡日本第三之賢所者神是我也者ノ字神ノ字ノ下アルヘシ

奥書云

右件官符朱鳥元年六月十五日庚寅日宣時到未奉安

神興於御宝殿至于正天者奉蓋置御内院於案文者

官幣使等租録載大神昔御托宣者羊天下御本未為

將來後世奉書傳身敢不可及國努力云矣

長寬二年八月九日

右丹波尾張宿禰仲野の事殿即誓田中紀とハル也

今も肉と抄し遺忘は傳ふ波平宅実又古也

の直筆ひらひら物より去の申一信の神詣朱鳥元年

奉進の事見ゆ又奉誓傳等の如く源平廿官攝あり

朱鳥の事は此より又中納言宰相号は天武の

所の祓禊... 疑... 後... の... と... 幸... たり

○ 問長寛勘文何乎曰二條院長寛年中紀伊国司甲斐守藤原忠重令目代右馬允中原清弘在廳官人三枝守政等恣停廢熊野八代庄拔棄廟宇奪取年貢或追補在家擱取神人或禁其身割其口事狼藉甚矣罪狀推究之律盜大社神物者為八虐一條罰已決焉時 天皇命諸家曰大社者伊勢大神宮餘憲稱小社今以熊野可准伊勢否宣勘定之於是合奉勘文即輯録之名曰長寛勘文所謂勘文論伊勢与熊野之神威優劣如何云

大内人子村弘正承應二仲夏所述長寛勘文或問右勘文

の中若一王子神未詳一曰天照國照彦火明櫛玉速日尊大道日女命之妃之して天香語山命之生しり天降降しり午粟彦命と名つり又云念下命と云天降まじりしに伊弉諾也也等と天照大神此等孫りぬる君一王子と稱すりしにり按すりしに念下命ハ神代卷のけふあつたし各若女一五子と稱すり天照大神の御友也との記せり

○ 大嘗 禮記祭統曰外祭則郊社是也内祭則大嘗禘是也我國大嘗會本之者也

○ 或國の守飢餓の丐者と云りし其粥と考て施しん

下曰のき裸行草食日久〜〜〜俄は温體と合ハ
中くはさるれ自死し方々〜〜〜て折捨るり〜〜の
を免しとすて曰痛ハ凡と重の世國と治ハ人貪婪〜〜
剥脂雅髓の好吏と〜〜〜年利の政と〜〜〜惨刻督促は
波石砂と遊々流離願序の極〜〜〜怪怖〜〜
罪番又安〜逆は控預又面と作〜人の殘念と〜ハ
或と希身サ幕也〜〜〜憐怒又斃色様暖鵠形野と蘇ハ記
い〜〜貪夫の餌〜〜の美名にのみ〜〜時
ハ患と〜〜〜流漸ハ改と念も〜〜〜法と〜〜
飢粥廠と〜〜探〜〜〜下温〜〜ハ牛好〜〜
〜〜〜湯東と鉄〜〜〜禮と〜〜肩〜〜〜

考ハ存と〜〜〜た〜〜海〜〜〜て死守
の程〜〜〜幸日百日と〜〜〜
又誇語の中〜〜〜の事〜〜〜
〜〜〜無苦の固而窮と極〜〜〜
飢荒單々者流〜〜〜俄〜〜〜
と責〜〜後の民〜〜〜
荒政の一〜〜〜敵舎ハ水流の上〜〜水は金〜
〜〜〜て風〜〜〜
業と採り願〜〜〜
と冷す〜〜

荒政要賢の六ハ施粥の法委〜〜〜

○ 白茅 俗所謂一はく本草綱目と考(エラ)一
茅針いひをるし万葉茅花と書り

絲茅時珍曰其根甚長白軟如物而有節俗呼絲茅

和俗一はくといひ絲茅の情何歎か出といふと訓す

校書之意より一木の事といふ情さるるを

○ 葉栗 那 飛保村より二十町中 西を河田村まで大川の

わたりり 里の古墳川あり かんしすは是れ大なるを推す

挿あり 古 長九尺 田より 剣の打つる 旗の如き 洞の如き 旗

なる 旗は 旗さるる あり 徳宗の 破れさるる あり あり

あり あり あり 文字の あり あり あり あり あり あり

あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり

一

挿すより け 塚と 葉栗 匠人 磨の 塚より 一 河田

村と 葉栗の 光の 寺より 二三所 乾の あり あり あり

飛保 信 伊 原の 市より 丑 小 中 葉栗 匠人 磨 塚 建

○ 嵯峨 清凉寺 若大 覺寺 御門 祇園 寺 秘 前 糸 本 願 弥 如 先

規 伊 門 祇 園 式 日 之 市 礼 寺 御 前 一 温 盤 會 大 念 佛 言 渡 生

會 氏 之 度 一 教 戒 八 先 祝 一 也 伊 原 信 國 代 官 支 配 寺 伊 八

伊 原 寺 一 寺 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八

伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八

伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八

伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八 伊 八

國守安以し、歩新橋之月十九日に、迦由者、獄上、月、煤、拂、右、云、
多、く、法、多、く、さ、い、り、方、以、り、形、多、く、右、種、く、道、法、多、法、と、
云、元、右、種、く、ら、由、者、所、所、く、法、多、く、く、右、種、多、く、道、少、く、
之、所、多、く、い、り、り、云、く、お、是、く、く、右、種、多、く、

附、云、云、字、く、右、種、多、く、新、迦、者、登、右、種、法、多、法、所、法、止、
右、云、度、遠、詮、多、く、又、右、種、多、く、伊、守、知、多、く、右、種、多、く、之、意、多、
雲、下、守、云、右、云、右、後、証、双、云、く、右、種、多、く、

寛永三年八月十八日

より連判

右、い、正、年、右、種、多、く、法、多、く、右、種、多、く、法、多、く、右、種、多、く、
幕、府、の、右、司、是、法、多、く、右、種、多、く、法、多、く、右、種、多、く、
是、と、右、種、多、く、右、種、多、く、右、種、多、く、右、種、多、く、

